

# 学校法人大阪医科薬科大学 大阪医科薬科大学病院病院長規則

(平成29年11月14日施行)

## 第1章 病院長

(目的)

**第1条** この規則は、学校法人大阪医科薬科大学（以下、「法人」という。）が、大阪医科薬科大学病院（以下、「大学病院」という。）に置く病院長に関し、必要な事項を定める。

- 2 医療法に基づく大学病院の管理者は、病院長とする。
- 3 病院長は、専従とする。

(病院長の任務と権限)

**第2条** 病院長は、法律等に基づくものを含め、開設者が委任する以下の任務を行う。

- (1) 医療の高度の安全を確保すること。
  - (2) 高度の医療を提供すること。
  - (3) 高度の医療技術の開発及び評価を行うこと。
  - (4) 高度の医療に関する研修を行わせること。
  - (5) 学生及び研修医にそれぞれ実習及び研修を行わせること。
  - (6) 診療に関する諸記録、病院の管理及び運営に関する諸記録を体系的に管理すること。
  - (7) 前号の書類の閲覧を求められたときは、法律等に従って閲覧させること。
  - (8) 他の病院又は診療所から紹介された患者に対し、医療を提供すること。
  - (9) 規則等で定める事項
  - (10) 開設者に対して病院の管理運営状況を定期的に報告すること。
  - (11) その他必要な事項
- 2 病院長は、前項の任務を果たすために、大学病院の管理運営上必要な意思決定を行うとともに、医療従事許可等の人事、予算執行等に関して、適切に権限を行使するものとする。

(病院長の任期)

**第3条** 病院長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、原則として、連続して2期を超えることはできない。

## 第2章 病院長の選任

(選任時期)

**第4条** 病院長の選任は、以下の場合に行う。

- (1) 病院長の任期が満了する4か月前を迎えたとき。
- (2) 病院長が辞任を申し出、理事長がこれを認めたとき。
- (3) 病院長が解職あるいは解雇されたとき。

- (4) その他病院長を欠いたとき。
- 2 前項第2号から第4号に該当する場合、理事長の指名により病院長代行を定め、次期病院長就任までの間、病院長代行が病院長の職務を代行する。

(選任基準)

**第5条** 病院長は、以下の資質・能力・経験を有する者でなければならない。

- (1) 臨床研修等修了医師である者
  - (2) 医療の高度安全確保に必要な資質・能力・経験を有している者
  - (3) 大学病院の管理運営に必要な資質・能力・経験を有している者
- 2 その他必要な事項及び具体的な選任基準は、別に定める。

(選任のための組織)

**第6条** 理事長は、病院長候補者の適格性を審査するために、大学病院病院長審査委員会(以下、「審査委員会」という。)を置く。

- 2 審査委員会について必要な事項は、別に定める。

(選任方法)

**第7条** 理事長は、別に定めるところにより広く大学病院の内外から病院長候補者を募るものとする。

- 2 理事長は、病院長候補者の適格性審査を審査委員会に依頼する。
- 3 審査委員会は、審査の結果を遅滞なく理事長に報告する。
- 4 理事長は、審査委員会による病院長候補者の適格性審査結果を基にして理事会に諮り、次期病院長を選任する。
- 5 理事長は、前項で選任された次期病院長の氏名と選任の過程・理由を公表する。
- 6 法人は、選任の過程における書類、資料等を一定の期間保管する。
- 7 次期病院長は、特別な理由が生じたため、病院長の職務を遂行することが著しく困難となった場合でなければ、病院長への就任を辞退することができない。
- 8 病院長選任にかかる事務は、人事部人事課が担当する。なお、理事長は必要に応じて、事務局から数名を指名し、これらの事務を担当させることがある。

### 第3章 業務執行状況の評価

(業務執行状況の評価)

**第8条** 理事長は、病院長の業務執行状況の評価を、就任時から1年経過後に審査委員会に指示する。再任の場合は、再任時から1年経過後に指示する。

(評価項目)

**第9条** 前条に定める評価は、次の各号の項目について実施する。

- (1) 医療安全対策を含む大学病院事業の執行状況
- (2) 大学病院の経営指標

(3) その他審査委員会が決定する評価項目

(評価結果)

**第10条** 審査委員長は、業務執行状況の評価を審査委員会で審議し、評価結果を理事長に報告する。

#### 第4章 雑 則

(副院長等)

**第11条** 副院長は、医療安全管理など病院長から委任された事項を担当するものとする。

2 副院長の選任は、病院長が推薦し、法人運営会議の議を経て、理事長が委嘱する。

3 その他理事長が必要と認める職を置くことができる。

(会 議)

**第12条** 病院長は、大学病院の管理運営に必要な事項を協議するために、大阪医科薬科大学病院規則第5条第1項に定める病院長・副院長会議を開催する。

2 病院長は、大学病院の管理運営に必要な委員会を置くことができる。

(その他)

**第13条** その他必要な事項は、別に定める。

(改 廃)

**第14条** この規則の改廃は、法人運営会議の議を経て、理事会が行う。

#### 附 則

1 この規則は、平成29年11月14日から施行する。

2 この規則施行の際に現に病院長である者は、この規則に基づき選任されたものとみなす。

3 この規則の制定に伴い、平成29年12月19日をもって大阪医科大学附属病院長予定者選挙管理委員会規程を、平成30年1月9日をもって大阪医科大学附属病院長予定者選考規則を廃止する。

#### 附 則

この改正は、令和元年10月1日から施行する。

#### 附 則

この改正は、令和4年1月18日から施行する。

#### 附 則

この改正は、令和5年11月14日から施行する。

なお、令和7年4月1日の私立学校法の改正法施行に伴い、令和7年3月31日に在任す

る病院長の任期は、令和7年度の最初の定時評議員会の終結時までとする。